

物価高対応子育て応援手当のご案内



こども1人につき2万円の一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

公務員の方については、基準日における住所地の市町村への申請が必要です。所属庁より申請書が配布されますので、支給対象者であることの証明を受けたうえで、美幌町へ申請をしてください。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和7年9月分の児童手当を受給している方です。
※令和7年9月に出生した児童については10月分。

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

- ① 令和7年9月分の児童手当の支給対象児童
(令和7年9月に出生した児童については10月分)
- ② 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、2万円です。

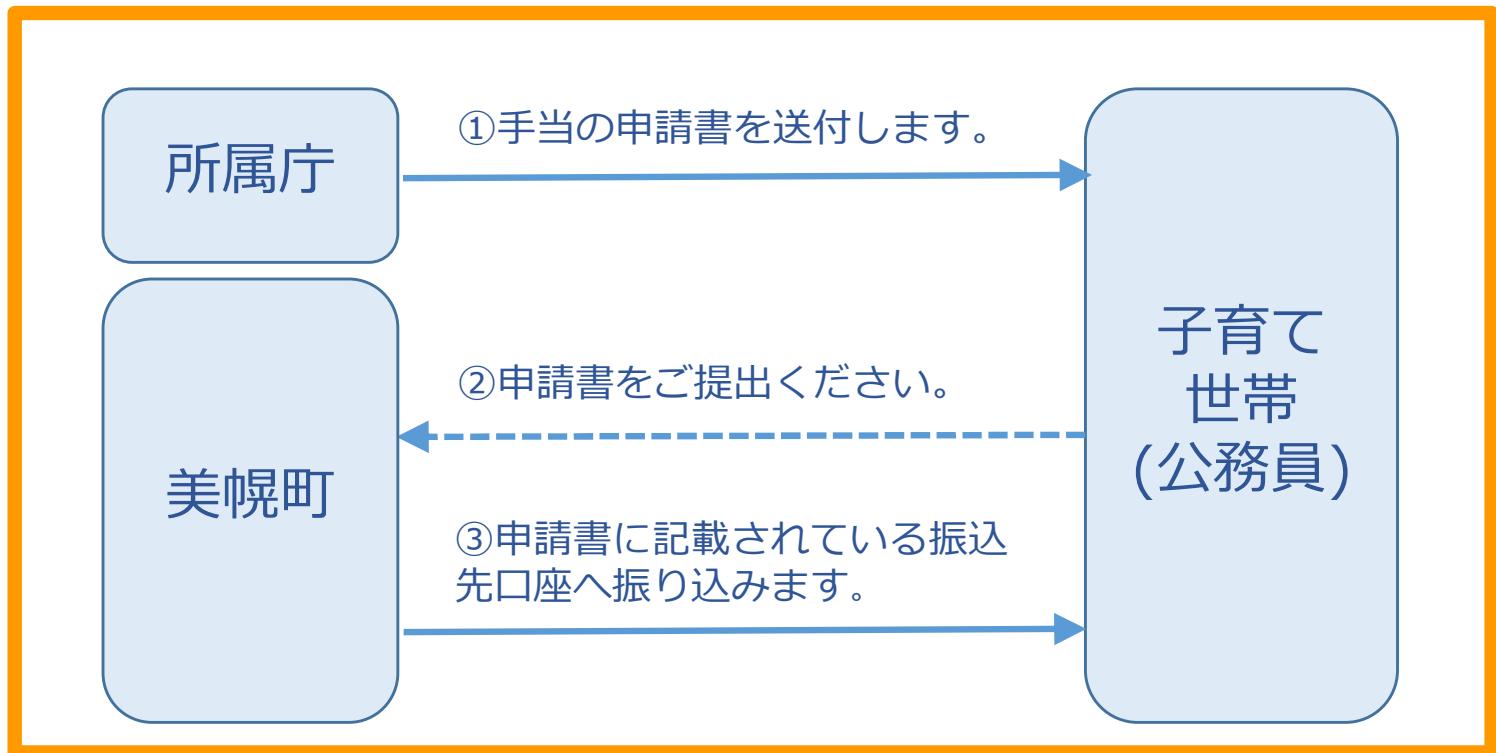
4. いつもらえるの？（支給時期）

申請受付後、順次支給いたしますので、支給明細書をご確認ください。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

申請書に記載いただいた振込先口座にお支払いいたします。
手当をスムーズに受け取るため、公金受取口座の登録をおすすめします。
(公金受取口座の登録だけでは今回の手当の申請手続きは完了しませんのでご注意ください。)
※公金受取口座以外の銀行口座にお振込みをご希望される場合は、申請書ご提出の際、振込先の口座を必ず添付してください。

2枚目に続きます。必ずご確認ください！



こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「物価高対応子育て応援手当」は、基準日（令和7年9月30日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されます。ご不明な点があれば、10月支給時の児童手当を支給した引越前の市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. DV被害により避難している場合は、美幌町で物価高対応子育て応援手当の支給を受けることができる場合がありますのでなるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

お問い合わせは



美幌町役場 福祉部 社会福祉課 民生障がい福祉グループ

電話 0152-77-6540

場所 美幌町役場 1階 5番窓口

「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに美幌町から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに美幌町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。